

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1010回

令和3年10月22日（金）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1010回 議事録

1. 日時

令和3年10月22日（金） 13：30～14：14

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

石渡 明 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

市村 知也 原子力規制部長

大浅田 薫 安全規制管理官（地震・津波審査担当）

内藤 浩行 安全規制調整官

佐口 浩一郎 主任安全審査官

谷 尚幸 主任安全審査官

北海道電力株式会社

原田 憲朗 取締役 常務執行役員

藪 正樹 執行役員 原子力事業統括部長補佐

松村 瑞哉 原子力事業統括部 原子力土木部長

斎藤 久和 原子力事業統括部 部長（土木建築担当）

佐伯 智也 原子力事業統括部 原子力建築グループ主幹

【質疑対応者】

野尻 揮一朗 原子力事業統括部 原子力建築グループリーダー

泉 信人 原子力事業統括部 原子力土木第1グループリーダー

4. 議題

（1）北海道電力（株）泊発電所3号炉の地震動評価について

(2) その他

5. 配付資料

資料1-1 泊発電所3号炉 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について

資料1-2 泊発電所3号炉 審査項目に関する今後の工程について

6. 議事録

○石渡委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第1010回会合を開催します。

本日は、事業者から、地震動評価について説明をしていただく予定ですので、担当である私、石渡が出席をしております。

それでは、本会合の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○大浅田管理官 事務局の大浅田です。

本日の審査会合につきましても、テレビ会議システムを用いて会合を行います。

それでは、本日の審査会合ですが、案件は1件でございます、北海道電力株式会社泊発電所3号炉を対象に審査を行います。内容は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動についてのコメント回答です。

資料は、それに関連する資料として1点、それと、もう一点、今後の工程についてという資料が1点、合計2点ございます。

事務局から以上でございます。

○石渡委員 よろしければ、このように進めたいと思います。

それでは、議事に入ります。

北海道電力から泊発電所3号炉の震源を特定して策定する地震動評価と、それから、今後のスケジュールについて、続けて説明をお願いします。

御発言、御説明の際は、挙手をしていただいて、お名前をおっしゃってから御発言、御説明ください。どうぞ。

○北海道電力（原田） 北海道電力の原田でございます。

本日の審査会合は、泊発電所3号炉の敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について御説明いたします。

本年7月30日、第994回審査会合において、積丹半島北西沖の断層による地震動評価など

を御説明させていただき、そのときの御指摘事項を踏まえ、検討を進めてきておりまして、その中で、積丹半島北西沖の断層の走向40° ケースの地震動評価と検討用地震のアスペリティ影響の確認結果などについて御説明させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、10月14日、第1009回審査会合において、地震、津波などに関します今後のスケジュールについて説明することとコメントをいただいておりますので、地震動の御説明の後に、引き続き御説明させていただきます。

それでは、資料の説明は、佐伯よりさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石渡委員 どうぞ。

○北海道電力（佐伯） 北海道電力の佐伯です。

それでは、まず、資料1-1、泊発電所3号炉敷地ごとに震源を特定して策定する地震動について、前回、7月30日の審査会合における指摘事項に対する対応を中心に御説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。2ページと3ページに指摘事項及び指摘事項に対する回答方針を示してございます。

一つ目といたしまして、地震のマグニチュードー震央距離図におきまして、震度の記載位置を適正化することの指摘をいただいております。

14ページをお願いいたします。こちらの右上の図、敷地周辺の被害地震のマグニチュードー震央距離図ですけれども、こちらの震度の凡例の位置が線の下にございまして、誤解を招くおそれがありましたので、適正化をしてございます。同じ図が53ページにもありますので、併せて修正してございます。

20ページをお願いいたします。二つ目の指摘といたしまして、解放基盤表面の設定を明確にすることとのことで、その設定位置として、1文目のところですがけれども、標高0mと記載しております。

35ページをお願いいたします。こちら解放基盤表面に関わる記載ですがけれども、地下構造モデルにおきまして、解放基盤表面相当、地震基盤相当との記載をしておりまして、解放基盤表面としてございます。

137ページをお願いいたします。三つ目の指摘事項といたしまして、積丹半島北西沖の断層における走向による地震動評価結果の比較において、鉛直方向についても主要設備の固有周期を記載することの御指摘をいただきましたので、鉛直方向についても、主要設

備の固有周期を記載しております。

少し戻りまして、135ページをお願いいたします。四つ目の指摘事項といたしまして、積丹半島北西沖の断層について、走向 40° についても検討ケースとして選定し、不確かさを考慮した検討を行うこととの指摘をいただいております。こちらの図では、NS、EW、UD各方向、それから、各走向の応答スペクトルを示しておりますけれども、黄色の箱の二つ目の後半のところですけれども、水平方向の周期0.1～0.5秒に着目しますと、NS方向では走向 0° 、黒の線ですね、の地震動がほかの地震動と同等以上の傾向となっている。NS方向の周期0.2～0.3秒の一部において、赤線ですけれども、走向 20° の地震動が大きくなっている。加えまして、EW方向の周期0.1秒～0.5秒において、走向 40° 、青線ですけれども、青線の地震動が大きくなっていると評価してございます。

136ページをお願いいたします。こちらは、応答スペクトル強さを比較しております。応答スペクトル強さを比較しましたところ、水平方向、鉛直方向とも走向 0° が大きい。また、周期0.1秒～0.5秒で見ましても、走向 0° が大きいという結果となっております。また、水平方向のうち、EW方向を見ますと、応答スペクトル強さは走向 40° が大きいという結果となっております。

これらを踏まえまして、中ほどの箱ですけれども、走向 0° 、走向 20° に加えて、EW方向において、断層モデルを用いた手法による地震動及び応答スペクトル強さが大きい走向 40° についても考慮することといたしました。

139ページをお願いいたします。地震動評価の検討ケースでございます。パラメータにつきましては、どの走向も同様に設定しておりますが、おのおの走向ごとの地震動評価検討ケースを示しております。

146ページをお願いいたします。こちらは、走向 40° ケースの基本震源モデルの震源モデル図、断層パラメータでございます。同様に、147ページ、148ページに不確かさ考慮モデルのほうをお示ししてございます。

149ページをお願いいたします。応答スペクトルに基づく地震動評価に用いる地震規模の評価としまして、走向 40° ケースの諸元を追加して示してございます。

152ページをお願いいたします。応答スペクトルに基づく地震動評価の結果でございます。走向 40° の結果を追加しております。走向 40° ケースの断層の傾斜角の不確かさ考慮モデルですと、こちらは赤の破線ですけれども、こちらではNFRD効果を考慮しております。

171ページをお願いいたします。171ページ以降に走向 40° ケースの地震動評価結果を示

しております。加速度波形、速度波形、応答スペクトルを、それぞれの検討ケースに対して示してございます。

180ページをお願いいたします。地震動評価結果でございますけれども、走向 40° の結果を一点鎖線で追加して示しております。黒線が基本震源モデル、赤が断層の傾斜角、青が応力降下量の不確かさを考慮した結果という形で示してございます。

181ページをお願いいたします。こちらは、同じものですが、走向ごとに色分けをした図としております。走向 0° を黒線、走向 20° が赤線、今回追加しました走向 40° が青線という形で、走向による比較を示してございます。

戻っていただきまして、64ページをお願いいたします。指摘事項を一つ飛ばしますけれども、六つ目の指摘事項でございますけれども、 F_B -2断層による地震におきまして、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の適用性及び検証に関する記載を適正化するとともに、経験的グリーン関数法を採用している理由を適正化することと指摘をいただいております。経験的グリーン関数法に用いる要素地震の適用性ですとか、検証に関する記載につきまして、このページの一番最後の注記の部分の記載と、後段で出てきております記載とで、一部記載が合っていないところがございますので、見直しをして、整合を図ってございます。

216ページをお願いいたします。こちらでは、経験的グリーン関数法を採用している理由について、前は、代表関係で説明していた部分もありましたけれども、シンプルな記載に修正をしております。

227ページをお願いいたします。七つ目の指摘事項といたしまして、検討用地震の地震動評価結果の比較を参考ではなく、検討結果として記載することということで、そのように対応をしているというものでございます。

255ページをお願いいたします。最後になりますけれども、五つ目の指摘事項といたしまして、検討用地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価について、基本震源モデルを用いて、アスペリティの影響を確認することということで、三つありますけれども、全ての検討用地震について、再浅部のアスペリティ1列の寄与度を確認すること。積丹半島北西沖の断層については、敷地に近い深さ方向のアスペリティ1列の寄与度を確認すること。それから、アスペリティが複数ある断層につきましては、各アスペリティの寄与度を確認することとの指摘をいただいております。影響を確認して、参考資料5-5として追加をしております。

検討につきましては、基本震源モデルにおいて、最大加速度が大きいケースを用いて、短周期側の地震動を対象として実施しております。検討としましては、泊ではアスペリティは地表付近に設定するとしておりますけれども、一つ目としまして、アスペリティ最浅部の影響ということで、地震動評価結果に対するアスペリティ再浅部1列の影響について検討する。積丹半島北西沖の断層による地震については、最南部1列の影響についても検討しております。なお、尻別川断層による地震では最浅部の2列まで、積丹半島北西沖の断層による地震では最浅部2列まで及び最南部2列までの影響についても検討をしております。

二つ目といたしまして、各アスペリティの影響ですけれども、アスペリティを複数設定しております F_S -10断層～岩内堆南方背斜による地震、それから、 F_B -2断層による地震につきましては、地震動評価結果に対する各アスペリティの影響について検討をさせていただきます。

256ページをお願いいたします。256、257、見開きで尻別川断層の検討を示しております。図の赤枠で囲っておりますように、アスペリティ再浅部1列ですとか、1列及び2列の2列目までの影響を検討しております。

257ページをお願いいたします。地震動評価結果に対するアスペリティ再浅部1列及び再浅部2列までの影響を検討しております。全体の結果を黒の実線で、再浅部2列までを赤の実線で示しておりますけれども、方向及び周期により、若干、傾向は異なりますけれども、再浅部2列までの最大加速度比では、約6～7割となっております。深さ方向に7列あるアスペリティのうち2列を抜き出した結果、評価としては影響が大きいと考えております。

258ページをお願いいたします。258、259が F_S -10断層～岩内堆南方背斜による地震の検討でございます。

259ページをお願いいたします。こちらにつきましては、アスペリティ再浅部1列の影響を検討した結果、いずれの方向においても、アスペリティ再浅部1列の影響が大きいと考えられます。

260ページをお願いいたします。260ページ以降が積丹半島北西沖の断層による地震の検討でございます。積丹半島北西沖の断層につきましては、再浅部として赤枠、最南部として青枠のような形で抜き出して評価を行っております。こちらは、走向 0° のケースでございます。

261ページをお願いいたします。走向 0° ケースにつきましては、アスペリティ再浅部1列

及び再浅部2列まで、並びに、最南部1列及び最南部2列までの影響を検討しております。赤線が再浅部、青線が最南部、実線が先ほどと同様、2列までの結果となっております。

方向及び周期により、若干傾向は異なりますけれども、NS方向では再浅部2列までの影響が大きくなっております。また、EW方向及びUD方向でも、再浅部2列までの最大加速度比では、約4～7割となっておりますので、7列あるアスペリティのうち、2列を抜き出した評価としては影響が大きいと考えております。また、アスペリティ再浅部2列までと最南部2列までの地震動は同程度となっております。

262ページをお願いいたします。こちらは、走向 20° ケースの検討でございます。

263ページをお願いいたします。走向 20° ケースにつきましては、いずれの方向においても、アスペリティ再浅部2列まで及び最南部2列までの影響が大きいと考えております。

264ページをお願いいたします。走向 40° の検討でございます。

265ページをお願いいたします。走向 40° ケースにつきましては、方向及び周期により、若干傾向は異なりますけれども、最南部2列までの最大加速度比では、約5～6割になっておりまして、7列あるアスペリティのうち2列を抜き出した評価としては影響が大きいと考えております。また、走向 40° につきましては、アスペリティ再浅部2列まで、最南部2列までの影響よりも小さいという結果となっております。

266ページをお願いいたします。 F_B -2断層による地震の検討でございます。

267ページをお願いいたします。アスペリティ再浅部1列の影響を検討した結果、いずれの方向におきましても、アスペリティ再浅部1列の影響が大きいと考えられます。

268ページをお願いいたします。続きまして、各アスペリティの影響を検討しております。 F_S -10断層～岩内堆南方背斜による地震につきましては、四つアスペリティを設定しておりまして、それぞれのアスペリティの影響を見ております。

269ページをお願いいたします。各アスペリティの影響を検討した結果ですけれども、いずれの方向におきましても、敷地に近い位置のアスペリティ、緑線で示しておりますけれども、アスペリティ3の影響が大きいと考えられます。

また、このアスペリティ3の結果が断層全体、黒線の結果を一部の周期体で上回っていることについてですが、これにつきましては、270ページをお願いいたします。

二つ目の丸のところに記載してございますけれども、この現象につきましては、断層全体の地震動における波の緩衝により生じるものというふうに考えてございます。また、下のほうに図を示しておりますけれども、ほかの破壊開始点では、断層全体の地震動が大き

くなるというようなケースもございます。

また、先ほどお示ししましたアスペリティ3の地震動につきましては、断層全体の地震動評価モデルの一部を抜き出した結果でありまして、断層全体に対する影響確認の位置づけにとどまるものでございます。ですので、検討用地震の地震動評価といたしましては、断層全体でモデル化、パラメータ設定した地震動評価結果を用いるということとしております。

272ページをお願いいたします。こちらは、F_B-2断層による検討でございます。

273ページをお願いいたします。F_B-2断層ですけれども、いずれの方向におきましても、北断層のアスペリティ、南断層アスペリティの地震動は、断層全体と概ね同程度となっております。影響が大きいと考えられるというものでございます。

以上で、資料1-1の説明を終わります。

続きまして、資料1-2の説明をさせていただきます。

資料1-2、泊発電所3号炉審査項目に関する今後の工程について説明いたします。

2ページをお願いいたします。地震動につきましては、今ほど震源を特定して策定する地震動について御説明させていただきました。

標準応答スペクトルに基づく地震動評価につきましては、9月29日に補正書を提出しておりますが、震源を特定して策定する地震動の審査の後に御説明を、また、基準地震動につきましては、標準応答スペクトルに基づく地震動評価の審査の後に御説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、津波ですが地震に伴う津波、日本海東縁部に想定される地震に伴う津波の検討につきましては、9月3日の審査会合における御指摘を踏まえた検討を行っておりまして、10月末に御説明をさせていただく予定です。

地震に伴う津波と地震以外の要因に伴う津波の重畳検討、重畳の検討結果を踏まえた基準津波の策定につきましては、日本海東縁部の地震に伴う津波の検討に時間を要していた関係で12月中旬頃に御説明をさせていただきたいと考えております。

また、基準津波による安全性評価につきましては、3月中旬頃に御説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、火山ですが、先週14日の審査会合における御指摘を踏まえまして、最新知見を網羅的に整理し、また、資料を適切に見直した上で2月上旬頃に立地評価、影響評価、モニタリングを併せて御説明をさせていただきたいと考えております。

最後に地盤斜面の安定性についてですが、基準地震動の策定の審査後に防潮堤に関係しない断面の評価結果を先行して御説明させていただくことで考えております。

工程の説明につきましては以上でございます。

説明は以上です。

○石渡委員 それでは、質疑に入ります。御発言の際は挙手をしていただいております。おっしゃってから御発言ください。どなたからでもどうぞ。

はい、谷さん。

○谷審査官 原子力規制庁、地震・津波審査部門の谷です。

説明ありがとうございました。まず、地震動評価に対するコメントなんですけれども、資料2ページをお願いします。最初にこのNo.4のコメントに対する今回の回答ですね。積丹半島北西沖断層の検討ケースの追加なんですけれども、積丹半島北西沖断層の走向というのは、前回会合まで走行 0° 及び 20° のケースが行われていたと。これは134ページですね。 0° と 20° の検討が行われていたのに対して、今回、この136ページの下真ん中の絵ですね。この走向 40° ケースが加えられていると。それぞれのケースに不確かさを考慮した検討が行われているといった資料内容になっています。

まず1点確認なんですけど、152ページ、お願いします。今回、加えられた走向 40° ケースも加えて応答スペクトルに基づく地震動評価結果というのがこの152ページに示されているんですけど、先ほど説明がありました一番このページの下走向 40° ケース、不確かさ考慮モデル、断層の傾斜角というのは、NFRD効果を考慮しているといった、この水平方向の赤破線の話なんですけど、こういった説明がされているんですけども、これNFRD効果を考慮する条件というか、こういった条件のときにNFRD効果を考慮するんですよというような説明が今資料で記載されていないんですけども、これは断層と敷地の位置関係を確認して、例えば大野ほか(1998)とか、そういった知見に基づいたりしてNFRD効果を考慮するのか、しないのかというのを決めているんだと思うんですけども、その考えは、資料上、分かるようにしていただきたいと思うんですけど、ちょっと今、どのような考えで、このNFRD効果を見ている、見ていないというのを分けているのか、簡潔に説明していただいてもいいですか。

○石渡委員 いかがですか。どうぞ。

○北海道電力(野尻) 北海道電力、野尻です。

今、谷さんもおっしゃられたとおり、このNodaらを採用、適用するに当たって、いわゆ

る断層、地表断層ですね。そこの近傍に入ったときにNFRD効果が現れる傾向があるという
ようなことで、もともとNoda等の手法で整理されているものということになります。

基本的な考え方としましては、卓越範囲、NFRD効果を考慮する範囲というものが、縦ず
れ断層、泊でいうと逆断層タイプになりますので、縦ずれ断層といったときには、断層の
上端からプラス・マイナス断層長さの0.25Lというような範囲ですとか、あと、両サイド
に5km以内とかという範囲に関しては、NFRD効果を考慮するというようなことになってお
りますので、そういう範囲に入る場合にはNFRD効果を考慮しているということで、今回、
走向40°にして断層の傾斜角を振ったケースですね。そうすると、地表の断層線が敷地の
ほうに近づいているということで、この範囲に入るということになっていますので、NFRD
効果を考慮しているというものになります。

この考え方と、何に基づくのかというのは、資料のほうには今後記載させていただき
たいと思います。

以上です。

○石渡委員 はい、谷さん。

○谷審査官 規制庁、谷です。

考えは確認できました。資料のほうに記載をお願いいたします。

それで、この今回検討ケースとして追加した走向40°というケースは、先ほど説明があ
りましたけど、EW方向の地震動が大きくなる傾向があるということや、もう一点は、走向
40°というケースは、積丹半島西岸の海岸線との対応に近い走向ということで、審査側と
しては検討が必要と考えていて、前回コメントしたわけですがけれども、それに対して、今
回適切に検討ケースが追加されたと考えています。

続いてですけれども、2ページのコメントのNo.5ですね。アスペリティの影響を確認す
ることといった内容ですけれども、これについては、断層内にアスペリティや断層の配置
がどのように地震動評価結果へ影響を与えているのかといった計算結果が今回示されたと
思います。

262ページで例えばですけど、次のページがいいですね。すみません。前回の審査会合
で審査側からは、地表側、あるいは、敷地に近い側のアスペリティメッシュの1列で計算
をしてみてくださいと、そして分析をしてみてくださいといったことをコメントしたんで
すけれども、こちらからのコメントに加えて、断層によっては、例えば積丹半島北西沖の
断層についての分析については、1例だけじゃなくて、2列目まで計算してみて、そういっ

た説明がされていると。

これによって、アスペリティの中でこういった位置のメッシュが地震動レベルへ影響が大きいのかといった影響について、分析の結果が確認できました。これはコメント回答、確認しましたというコメントです。

残りのコメントですけれども、3ページに戻っていただいて、コメントNo.6については、経験的グリーン関数法の採用理由の適正化とか、そして、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の適用性や検証に関する記載の適正化、こういったものが行われていることは資料で確認しています。

そのほか、これは2ページに戻っていただいて、コメントNo.1、コメントNo.2であると、解放基盤表面の設定を明確にすることといったことをコメントしていました。前回、解放基盤表面位置の説明が少し曖昧な記載になっていて、正確な説明に見えなかったことで、こういったコメントをしたんですけれども、このほかコメントNo.1も3も、次の7もですね、こういったコメント、記載の適正化に関するコメントに対して、資料上、適正化はしっかり行われているということを確認しました。

以上、私のほうからは、前回会合のコメントに対して、回答がなされていることが確認できましたという内容のコメントですので、特に回答を求めるものではありません。

私のほうは以上です。

○石渡委員 特に回答は求めないということですが、北海道電力側から何か発言はありますか。よろしいですか。

ほかにございますか。

どうぞ、佐口さん。

○佐口審査官 地震・津波審査部門の佐口です。

私のほうからは、少し今後の話になりますけれども、1点だけちょっとコメントをさせていただきたいと思います。

資料1-2の2ページのほうをお願いできますでしょうか。ありがとうございます。

今日、最後に御説明があった今後の工程というところなんですけど、そのうちの上から二つ目になるんですかね。地震動の中で震源を特定せず策定する地震動というのは、当然、今後御説明いただくということになると思うんですけれども、今日、少し御説明がありましたけれども、ここに書いてありますように、先月末ですよね、9月29日標準応答スペクトルの規制への取り入れですね。これの対応として、9月29日にこの震源を特定せず策定

する地震動に関連して補正が提出されたということであるんですけども。当然ながら、この内容についてはヒアリングも含めて、まだ我々、説明というのは受けていないんですけども、我々、この補正の内容については確認してはまして、その中で標準応答スペクトルの検討に用いる地盤モデルというのが、この補正の中で新たにちょっと設定をされていて、そうすると資料、ごめんなさい、1-2の35ページをお願いできますか。1-1の35ページですね。

これは、これまでもう説明を受けている地盤モデル、特にこの敷地ごとに震源を特定する地震動、今日も御説明があったように、検討に用いている地盤モデルなんですけれども、これと少し違うような地下構造モデル、こういうものが示されていて、それをもって検討をされているというところなんですけれども、補正の内容を見ていっても、その詳細というのはちょっとまだ今は分かっていないというような状況です。

この震源を特定して策定する地震動評価で用いている地下構造モデルと、それから、今補正で出された標準応答スペクトルに用いる地下構造モデルというモデルが違うものとして検討する理由とか、それから、その考え方、またエビデンス等ですね。というのは、現時点では我々としてはちょっと分からないので、今後御説明を当然いただくというところはありますけれども、じゃあこのモデルですね。今、これまで用いている地下構造モデルというものと違う地下構造モデルを新たに追加して説明をしたいというところであれば、まず、この地下構造モデル、これまでこれ、妥当と判断してきた地下構造モデルですので、こういった評価についても、今後、我々としてはよく見ていく、つまり、再度ちょっと審議が必要かもしれないというところもありますので、そのことだけについては、今この時点でちょっと申し上げたいと思います。

以上です。

○石渡委員　いかがですか。どうぞ。

○北海道電力（野尻）　北海道電力、野尻です。

今、お話しいただいたとおり、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しましては、9月29日に補正書として提出させていただいております。その中で一部地盤モデルに関して、こちらですね。詳細については今後審査の中でまた御説明させていただきたいと思っておりますが、標準応答スペクトルに適用する地盤モデルのほうは、最新化というのですかね、地盤モデルを新たに設定している部分がございますので、そちらのほうは御説明させていただきたいと思っております。

従来のモデルから何を変えていったのかということ、それから、どういうふうに使分けられるのかという辺りに関しましては、今後審査の中で御説明していきたいと思っております。

以上です。

○石渡委員 よろしいでしょうか。

○佐口審査官 規制庁、佐口です。

じゃあ、その辺りは今後詳細に御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○石渡委員 ほかにございますか。

内藤さん。

○内藤調査官 規制庁の内藤です。

私のほうからはスケジュール関係のところちょっとコメントをさせていただきます。

前回、先週の会合で全体どういう工程感を考えているのかということについて示してくださいということで示していただきました。北海道電力として、どういうスケジュール感で、どういう順番でというのは、今回の説明で確認ができました。ありがとうございます。

今、佐口からもありましたけれども、この震源を特定せず策定する地震動というのが予定はされているんですけれども、このときにはやっぱり同じ地盤で違う速度構造という話を今出されていてということで、そこの最新化をしましたと、最適化しましたということなんですけれども、じゃあ何でこの特定してのところでは最適化しなくていいのかとか、その辺の議論はありますので、そこは、きちんと説明をしていただきたいと思いますので。

特定せずの説明をするに当たっては、地下構造モデルの確認が必要であると考えていますので、地下構造モデルの説明の妥当性からきちんと説明をしていただきたいというふうに思っております。

あとは、北海道電力のこの御説明という時期が、資料ができてヒアリングを開始できる時期ということではあるんですけれども、これにきちんとのおとって資料が提出できるように準備は進めていただきたいと思います。

なぜそこを言うかということ、先週の会合でもありましたけれども、審査をするに当たって必要なデータ、最新のデータがそろっていないという話になりますと、またそろえてからという話になってしまいますので、そこの部分についてはきちんと必要なデータという

のをそろえた上で、合理的な審査ができるような形で書類を準備していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○石渡委員 いかがですか。どうぞ。

○北海道電力（藪） 北海道電力の藪でございます。

先週の審査会合でいろいろ御指摘をいただきました。火山はもちろんのこと、その他の資料につきましても、しっかり適宜最新化して御説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

このスケジュールにきちんとのっとなって対応させていただきます。よろしく願いいたします。

○石渡委員 内藤さん、よろしいですか。

○内藤調査官 はい。

○石渡委員 ほかにございますか。

どうぞ、大浅田さん。

○大浅田管理官 管理官の大浅田ですけど、ちょっと先ほどの特定せずの地震動について、最新化の観点から地下構造を設定したということはちょっと、先ほど聞いたとおりなのかもしれないんですけど、それについては今後、詳細については説明していただきますけど、何かあれなんですか。ボーリングデータを何か新たに取ったとか、そういう何かデータの最新化を図られたということなんですか。

○石渡委員 いかがでしょうか。どうぞ。

○北海道電力（野尻） 北海道電力、野尻でございます。

こちら、サイトの地盤条件を決める際には、敷地の地震観測記録を使って地盤同定等をしているという中で、申請以降、至近で北海道胆振東部地震などの観測記録が得られたということで、そちらのほうを反映して検討したというものでございます。

以上です。

○大浅田管理官 じゃあ特段ボーリングデータとかを取って、何か減衰定数を変えたとかじゃなくて、新しい観測記録も足し込んで評価をし直したと、そういうことなんですね。

○石渡委員 どうぞ。

○北海道電力（野尻） 北海道電力、野尻です。

そのとおりです。

○大浅田管理官 分かりました。その際に、ここから先は、また資料が出たときに審査を

するつもりですけれど、その際は、やっぱりちょっと議論になるのは、じゃあ何で特定し
てについてはそのままでいいのか、もしくは、それが安全側になるからそういうふうにし
ているのかどうかとか、そういった辺はきちんと説明していただく必要があるし、そうい
った知見の最新化を図るということは別にそれは構わないと思っているんですけど、それ
なら、何で先週の火山の会合のときにはこちらが言うまではそういったことをされなかつ
たのかとか、ちょっとなかなか北海道電力さんの新知見に対する感度というか、そういう
ところは少しこちらとしては疑問に思っているところがあるので、何でこの地下構造につ
いて最新化を図ったのかというところについては、その理由も含めて、きちっと説明を次
回以降にするようにお願いします。

私からは以上です。

○石渡委員 よろしいでしょうか。どうぞ。

○北海道電力（野尻） 北海道電力、野尻です。

今後しっかり説明していきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○石渡委員 ほかにございますか。大体よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

泊発電所の敷地ごとに震源を特定して策定する地震動につきましては、これまでの会合
でのコメントに対して概ね妥当な検討がなされているというふうに考えます。

ただし、今後、震源を特定せず策定する地震動に関連した補正申請ですね。9月29日の
申請の内容について審査を行いますけれども、今話のあった、新たな地下構造モデルを追
加していることから、これまで妥当と判断してきた地下構造について再度審査が必要にな
るかもしれないので、今後説明をよろしくお願いします。

よろしいでしょうね。よろしいでしょうか。

以上で本日の議事を終了します。

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○大浅田管理官 事務局の大浅田です。

原子力発電所の地震等に関する会合につきましては、来週は予定してございません。そ
れ以降につきましては、事業者の準備状況等を踏まえた上で設定させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○石渡委員 それでは、以上をもちまして、第1010回審査会合を閉会いたします。